合　法　木　材　供　給　事　業　者
間　伐　材　供　給　事　業　者
発電利用に供する木質バイオマス供給事業者

認　定　規　定　集

平成１８年　８月１０日　制定
平成２１年１０月　１日　改正
平成２５年　１月　７日　改正
令和　５年　４月　１日　改正
令和　７年　４月　１日　改正

一般社団法人 福岡県木材組合連合会

目　　次

1　合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範　1

2　合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領　4

3　様式等（GHG 認定を除く）　9

4　合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定手数料規定　24

5　合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定審査委員会運営規定　25

6　合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定基準　26

7　様式等（GHG 認定にかかる）　29

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

一般社団法人 福岡県木材組合連合会

平成１８年　８月１０日 制定
平成２５年　１月　７日 改正
令和　７年　４月　１日 改正

平成１７年７月に英国で開催されたＧ８サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

また、政府は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改定することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところである。

一方、森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある我が国の人工林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材の積極的な利用が必要となっている。

他方、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく平成 29 年 3 月 14 日経済産業省告示第 35 号（以下「告示」という。）第 6 条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格等が適正に適用されない事態も懸念され

る。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

以上を踏まえ、一般社団法人福岡県木材組合連合会（以下　福岡県木連）は、

■違法伐採対策として、合法性、持続可能性が証明された木材の供給
■コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者による、これらについて間伐材由来であることの確認への取り組み
■再エネ特措法に基づく FIT・FIP 制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給にかかる証明の取り組み

これら事項へ積極的に取り組むとともに、取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和 4 年度以降の FIT・FIP 認定案件（1000kw 以上）については、ライフサイクル GHG の基準が適用されるところ、発電事業者による GHG の算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

（違法伐採に対する反対）
1　福岡県木連は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）
2　福岡県木連は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

3　福岡県木連は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

(他の団体との連携)

4　福岡県木連は、違法伐採対策の実施に当たっては、他の木材産業関係団体等との連携を図る。

(間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及促進)

5　福岡県木連は、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及促進に努力するものとする。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

6　福岡県木連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(会員事業者等の認定)

7　林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」及び「間伐材チップの確認のためのガイドライン」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に即して、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、本団体の会員事業者等の認定を行い、合法性、持続可能性が証明された木材の供給及び間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

　また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき行うものとする。

(情報の公開)

　福岡県木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

合法性･持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人 福岡県木材組合連合会

第一 目的

本実施要領は、一般社団法人福岡県木材組合連合会（以下 「福岡県木連」という）が平成１８年８月１０日に制定した「合法木材供給に関する自主行動規範」、平成２５年１月７日に制定した「間伐材チップの確認に関する自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

１．林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成 21 年 2 月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピ-用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、発電用ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

２．認定は福岡県木連の会員団体の傘下事業者とする。

第三 合法性･持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

1．本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、様式-１、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行おうとする事業者は、様式-GHG１で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を福岡県木連へ提出しなければならない。
2．１の認定申請の提出には、別記１で定める認定手数料及び年度維持費とともに福岡県木連に提出することを要する。
3．福岡県木連は、当要領第四に定める「審査委員会」の結果、認定を受けることができなかった申請者には年度維持費を返納するものとする。

第四 審査及びその結果の通知

1．福岡県木連は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
2．審査委員会の運営及び審査に関する事項は、別途（別記２運営規定のとおり）定めることとする。
3．福岡県木連は、審査結果を申請者に様式-２、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行おうとする申請者に様式-GHG２を通知するものとする。

第五 合法性･持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

③　合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④　関係書類（証明書を含む）を５年間保存すること。

（責任者の選任）

⑤　本取組の責任者が１名以上選任されていること。

（GHG 関連情報の管理等）

⑥　国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

１．福岡県木連は第四に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して様式-３、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行おうとする事業者は、様式-GHG3 で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を公表するものとする。

２．事業者認定書の有効期間は認定の日から３年間とする。

第七 証明事項の記載

１．認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

２．なお、別途証明書を作成する場合、認定事業者は様式-４、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行おうとする認定事業者は、様式-GHG4 とする。

第八 実績報告

1．認定事業者は様式-５、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行おうとする認定事業者は様式-GHG5 で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年５月末までに、福岡県木連に報告しなければならないものとする。

2．福岡県木連は、認定事業者の報告を取りまとめ、全国木材組合連合会に報告しなければならない。

第九 立ち入り検査

福岡県木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、福岡県木連から、検査実施の通知を受けた場合は、検査に要する情報の提示・提出に応じると共に、立入検査に協力しなければならない。

福岡県木連は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第十 認定取消

1．福岡県木連は、認定事業者が次の何れかに該当するときには、当該事業者の認定を取り消すことができるものとする。

① 当要領第七に規定する証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む）に虚偽があったとき。

② 当要領第五に規定する認定要件に適合しなくなったとき。

③ 認定事業者から取消申請がなされたとき。

④ 福岡県木連が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。

⑤ 福岡県木連会員団体の傘下事業体でなくなったとき。

２．福岡県木連は、当該事業者の認定取消を行った時には、（様式-６）で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一　事業者認定の継続

１．認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する１ヶ月前までに、「認定申請書（継続）」（様式-７）、GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行おうとする事業者は様式-GHG７を福岡県木連に提出しなければならない。

２．１の認定申請（継続）の提出には別記１で定める年度維持費とともに福岡県木連へ提出することを要する。

３．前項の年度維持費は認定の継続がされなかった場合は、福岡県木連は申請者に返納するものとする。

附則　この実施要領は、平成２５年１月７日から施行する。

この実施要領は、令和７年４月１日から施行する。

合法性・持続可能性の証明
間伐材の確認
発電利用に供する木質バイオマスの証明
事業者認定申請書

注）申請しない項目は取り消し線等で削除してください

令和　　年　　月　　日

（一社）福岡県木材組合連合会
会長　　殿

（申請者）　木材業者番号　福木連第　　号
事業者名称
代表者職氏名　　㊞
所在地　〒
電話番号　　FAX番号

スタンプ可

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて

1　合法木材供給事業者
2　間伐材供給事業者
3　木質バイオマス供給事業者　　の認定を申請します。

注）1,2,3のうち、申請する認定を○で囲んでください

記

1．主たる業種
右より該当の業種を選び○を付してください。

1.素材生産　2.原木流通　3.製材　4.木材加工（チップ・集成材・合板・その他木質ボード）
5.木材流通（製材・木材加工品の流通）　6.木材製品（家具・文具等）　7.紙・紙製品
8.その他（　　）　9.木材全般（1から5の業種の複合）

2．創業年及び従業員数　　**年**　　**人**

3．取扱い木材・木製品目、年間取扱数量：**別添のとおり**

4．事業所の敷地、建物及び施設（工場・機械設備・土場・倉庫等）の配置状況：**別添のとおり**

5．分別管理及び書類管理の方針：**別添のとおり**　分別管理責任者名：＿＿＿＿＿＿

6．その他：

注）その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください

事業者認定申請書　作成にあたっての留意事項

１．取扱木材・木製品目、年間取扱数量については、様式７の別紙の取扱実績表を参考に、「合法性の証明された木材・木製品の取扱数量（出荷量）㎥」の項を、「木材・木製品の取扱数量（出荷量）㎥」として作成すること（参考様式 P23）

２．事業所の敷地、建物及び施設（工場・機械設備・土場・倉庫等）の配置状況については、平面図を作成し、その中に明記すること
　併せて平面図には、分別管理の状況も明記すること

３．分別管理及び書類管理の方針の作成については、【参考】分別管理及び書類管理方針書（例）（P27）を参照のこと
　GHG 関連情報を取り扱う認定については、【参考】分別管理・GHG 関連情報管理及び書類管理方針書（例）（P34）を参照のこと

合 法 性 ・ 持 続 可 能 性 の 証 明
間　　伐　　材　　の　　確　　認
発電利用に供する木質バイオマスの証明

事業者の認定推薦書

注）申請（推薦）しない項目は取り消し線等で削除してください

令和　　年　　月　　日

（一社）福岡県木材組合連合会
会 長　　殿

（推薦者） 組　合　名
代 表 者 名　　㊞
所　在　地 〒

スタンプ可

このことについて、下記申請者より提出された　**1　合法木材供給事業者**　**2　間伐材供給事業者**　**3　木質バイオマス供給事業者**の認定申請書については、適切ですので、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、審査されるようお願いします。

注）1,2,3のうち、申請（推薦）する認定を〇で囲んでください

記

（申請者）

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

様式-2　事業者の認定結果通知（認定）

合法性・持続可能性の証明
間伐材の確認
発電利用に供する木質バイオマスの証明
事業者認定結果について（通知）

※認定しない項目は削除する

令和　　年　　月　　日

殿

（一社）福岡県木材組合連合会
会　長　　㊞

令和　　年　　月　　日付で申請のあった……の認定について、（一社）福岡県木材組合連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり認定します。

記

1　認定番号　福岡県木連合認　第　　号
　　福岡県木連間認　第　　号
　　福岡県木連バ認　第　　号　※認定しない項目は削除する

2　名　　称

3　代表者職氏名

4　所　在　地

5　有効期間　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

合法性・持続可能性の証明
間伐材の確認
発電利用に供する木質バイオマスの証明
事業者認定審査結果について（通知）

※通知しない項目は削除する

令和　　年　　月　　日

殿

（一社）福岡県木材組合連合会
会　長　　㊞

令和　　年　　月　　日付で申請のあった……の認定について、（一社）福岡県木材組合連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づく審査の結果、この度の申請書類にては認定するに至りませんでしたので、その旨お知らせいたします。

様式-3　認定書

……事業者認定書

令和　　年　　月　　日

殿

（一社）福岡県木材組合連合会
会　長

令和　　年　　月　　日付で申請のありました……の認定申請書について、（一社）福岡県木材組合連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり認定します。

記

1　認定番号　福岡県木連合認　第　　号
　　福岡県木連間認　第　　号
　　福岡県木連バ認　第　　号　※認定しない項目は削除する

2　名　　称

3　代表者職氏名

4　所　在　地

5　有効期間　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください

様式-4　証明書様式

（流通・加工段階における証明書の場合）

令和　　年　　月　　日

合法性・持続可能性の証明
間伐材の確認
発電利用に供する木質バイオマス　（注①）

証明書

……殿

団体認定番号　福木連……認第　　号

事業者名称

代表者職氏名　　㊞

下記の物件が、

1「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された**合法木材**
2「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された**間伐材**
3「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく**間伐材等由来の木質バイオマス**
4「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく**一般木質バイオマス**

に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。（注②）

記

樹種	
品目（注③）	
数量（注④）	
その他必要事項	

注①　証明書の標題については、証明しない項目を抹消もしくは取消し線等で削除してください。
注②　文中の１～４については、証明する項目に○を付すか、あるいは証明しない項目を抹消もしくは取消し線等で削除してください。
注③　丸太・製材・合板・集成材等を記述してください。
注④　商取引上の単位（㎥・本・kg・枚など）にて記述してください。
注⑤　持続可能性を証明する場合は、持続可能性に係る記述を付加してください。
なお、本様式での証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで、証明書とすることも可能です。

参考様式
納品書を活用した証明の例（全数が合法木材の場合）



（注）全数取扱いではない場合、様式-4に従い、個別に証明書を発行してください

例

1．持続可能性を証明する場合
2．「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であることを証明する場合
3．「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明する場合
4．「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであることを証明する場合

様式５-１　実績報告書（合法木材）

作成日　　年　　月　　日

一般社団法人　福岡県木材組合連合会
会長　　殿

認定番号：福岡県木連合認第　　号

事業者名称：
代表者名：
郵便番号：
所在地：
ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
メールアドレス：

※スタンプ可

貴事業所の主たる業種

（あてはまるもの1つだけに○をつけてください）

①素材生産業　②素材流通業　③チップ製造業　④製材業
⑤合板製造業　⑥集成材製造業　⑦木質ボード類製造業
⑧その他の木材加工業（　　）

⑨木材流通業（製材）　⑩木材流通業（合板・ボード類）
⑪木材流通業（集成材）
⑫その他の木材流通業（　　）

⑬上記にあてはまらない木材業（　　）

令和　　年度 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

期間（令和　　年４月１日～令和　　年３月３１日）

品目		木材・木材製品の取扱量（総数）		うち合法性等の証明された合法木材		備考
		入荷量 ㎥	出荷量 ㎥	入荷量 ㎥	出荷量 ㎥	
素材生産						
素材流通						
木材加工	チップ					
	製材					
	合板					
	集成材					
	木質ボード類					
	その他					
木材流通	製材					
	合板・ボード類					
	集成材					
	その他					
その他	（住宅会社の自家用製材品など）					
計						

合法性の証明された合法木材とは、実施要領第７により出荷先へ引き渡されたものです

様式５-２　実績報告書（間伐材）

作成日　　年　　月　　日

一般社団法人　福岡県木材組合連合会
会長　　殿

認定番号：福岡県木連間認第　　号

事業者名称：

代表者名：

郵便番号：

所在地：

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

メールアドレス：

※スタンプ可

貴事業所の主たる業種

（あてはまるもの1つだけに○をつけてください）

①素材生産業　②素材流通業　③チップ製造業　④製材業
⑤合板製造業　⑥集成材製造業　⑦木質ボード類製造業
⑧その他の木材加工業（　　）

⑨木材流通業（製材）　⑩木材流通業（合板・ボード類）
⑪木材流通業（集成材）
⑫その他の木材流通業（　　）

⑬上記にあてはまらない木材業（　　）

令和　　年度 間伐材と証明された木材・木材製品の取扱実績報告

期間（令和　　年４月１日～令和　　年３月３１日）

品目		木材・木材製品の取扱量（総数）		うち間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの		備考
		入荷量 ㎥	出荷量 ㎥	入荷量 ㎥	出荷量 ㎥	
素材生産						
素材流通						
木材加工	チップ					
	製材					
	合板					
	集成材					
	木質ボード類					
	その他					
木材流通	製材					
	合板・ボード類					
	集成材					
	その他					
その他	（住宅会社の自家用製材品など）					
計						

間伐材であると証明されたものとは、実施要領第７により出荷先に引き渡されたものです

様式５-3　実績報告書（バイオマス）

令和　　年　　月　　日

（一社）福岡県木材組合連合会
会長　　殿

認 定 番 号　福岡県木連バ認第　　号
事業者名称
代 表 者 名
郵便番号･住所　〒

電話　　FAX
※スタンプ可

令和　　年度の発電用に供する木質バイオマスの証明された
木材・木製品等の取扱実績報告書

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第八の規定により、下記のとおり発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

期間：令和　　年４月１日～ 令和　　年3月31日

	入荷量（㎥）（原材料）	出荷量（㎥）（チップ等）
1.　木材の取扱量		
2.　１のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの		
3.　１のうち、発電用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの		
合　計		

（注1）出荷量が入荷量を上回る場合、その理由を以下より選んで〇印でご回答ください。
また、③その他　を選択される場合は、詳細のご記入をお願い致します。
① 素材を生産しており、出荷時の歩留まり分（林地残材）を原料にしている
② 製材時の歩留まり分（工場残材）を原料にしている
③ その他(　　)
（注2）t（トン）で集計されている場合　針葉樹：1t=2.2㎥　広葉樹：1t=1.7㎥　で換算ください

様式-6　認定取消通知書

……の認定取消通知書

令和　　年　　月　　日

殿

（一社）福岡県木材組合連合会
会　長　　㊞

貴事業者については、　　年　　月　　日付で認定事業者として認定しましたが、（一社）福岡県木材組合連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第十の規定に基づき、令和　　年　　月　　日付でその認定を取り消したので通知します。

記

1　認定番号

2　事業者の名称

3　代表者名

4　所在地

5　取消理由

合法性・持続可能性の証明
間伐材の確認
発電利用に供する木質バイオマスの証明
事業者認定申請書（継続）

注）申請しない項目は取り消し線等で削除してください

令和　　年　　月　　日

（一社）福岡県木材組合連合会
会長　　殿

（申請者）　木材業者番号　福木連＿＿認第　　号
事業者名称
代表者職氏名　　㊞
所在地　〒
電話番号　　FAX番号

スタンプ可

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて

1　**合法木材供給事業者**
2　**間伐材供給事業者**
3　**木質バイオマス供給事業者**　　の認定（継続）を申請します。

注）1,2,3のうち、継続申請する認定を○で囲んでください

（当初の認定申請後に下記事項に変更がない場合は変更がない旨を、変更が生じている場合はその内容を記載してください。但し、過去３年間の実績については、必ず記載をお願いします。）

記

1．主たる業種
右より該当の業種を選び○を付してください。

1.素材生産　2.原木流通　3.製材　4.木材加工（チップ・集成材・合板・その他木質ボード）
5.木材流通（製材・木材加工品の流通）　6.木材製品（家具・文具等）　7.紙・紙製品
8.その他（　　）　9.木材全般（１から５の業種の複合）

2．従業員数　＿＿＿＿＿＿　人
3．取扱い木材・木製品目、年間取扱数量：
4．過去３年間の木材・木製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量：**別紙のとおり**
5．事業所の敷地、建物及び施設（工場・機械設備・土場・倉庫等）の配置状況：
6．分別管理及び書類管理の方針：　　分別管理責任者名：＿＿＿＿＿＿＿＿
7．その他：

注）その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください

様式7の別紙

合法性の証明された木材・木材製品の過去3年間の取扱実績

業　種		合法性の証明された木材・木製品の取扱数量（出荷量）㎥			備考
		年度	年度	年度	
素材生産					
素材流通					
木材加工	チップ				
	製材				
	合板				
	集成材				
	木質ボード類				
	その他				
木材流通	製材				
	合板・ボード類				
	集成材				
	その他				
その他	住宅会社の自家用製材品				
	（　　）				
計					

※取扱数量については、毎年の取扱実績報告から記載

認定申請書の別添

木材・木材製品の過去3年間の取扱実績

業　種		木材・木製品の取扱数量（出荷量）（㎥）			備考
		年度	年度	年度	
素材生産					
素材流通					
木材加工	チップ				
	製材				
	合板				
	集成材				
	木質ボード類				
	その他				
木材流通	製材				
	合板・ボード類				
	集成材				
	その他				
その他	住宅会社の自家用製材品				
	（　　）				
計					

別記１

平成２５年　１月　７日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定手数料規定

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第三に規定する認定手数料及び年間維持費を１事業者あたり下記のとおり定める。

記

１　認定手数料　　１０，０００円
２　年間維持費　　１２，０００円

注）：認定手数料のうち　３,０００円
　　年間維持費のうち　２,０００円　　は各組合の手数料とする

別記２

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定審査委員会運営規定

（一社）福岡県木材組合連合会
平成２５年　１月　７日
令和　７年　４月　１日

第一　目的

当運営規定は、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第四に規定する「審査委員会」の運営に関する事項を定める。

第二　名称

審査委員会の名称は、「（一社）福岡県木材組合連合会［合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定審査委員会］」（以下委員会）とする

第三　委員

委員会の委員は、（一社）福岡県木材組合連合会（以下福岡県木連）の構成員とする。

第四　会長等

委員会の会長及び副会長は、福岡県木連の会長、副会長をもって充てる。

第五　委員会の成立

委員会は、委員総数の２／３以上をもって成立するものとする。

第六　適否判定

認定の適否は、出席者の１／２以上の賛成（反対）をもって決定するものとする。

第七　立入調査

委員会は、適否判定に先立ち、必要あるときは委員のうち会長の指名する者をもって立ち入り調査を行うものとする。立入調査に際しては、事前に委員会長名をもって相手方に通知を行う。

ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については、現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

第八　結果報告

委員会は、適否の判定結果を速やかに県木連会長に報告するものとする。

（一社）福岡県木材組合連合会

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定基準

（一社）福岡県木材組合連合会
平成２５年　１月　７日
令和　７年　４月　１日　改正

第一　認定条件

1　（一社）福岡県木材組合連合会会員団体の傘下事業者であること
2　福岡県木材業登録事業者であること
3　福岡県内に営業所、事業所を有していること

第二　認定要件

認定申請する木材とそれ以外の木材について
1　分別管理可能な場所を有していること
2　分別管理方法が定められていること
3　分別管理簿等の整備がなされていること
4　関係書類が５年間保存されていること
5　分別管理責任者（GHG 関連情報を取り扱う認定については加えて GHG 関連情報管理等責任者）を必要数選任していること

【参考】

分別管理及び書類管理方針書（例）

○　○　事　業　者
年　月　日作成

本方針書は、（一社）福岡県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和○年○月○日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電利用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって、必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

■分別管理を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理責任者として定める。

■分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

■原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、及び発電利用ガイドラインに基づき証明

する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

■原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

■チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。

■チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

■製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が、互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

■分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の本質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を、実績報告として取りまとめる。

■合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

■証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

発電利用に供する木質バイオマスの証明
事業者認定申請書

令和　　年　　月　　日

（一社）福岡県木材組合連合会
会 長　　殿

（申請者）　木材業者番号　福木連第　　号
事業者名称
代表者職氏名　　㊞
所　在　地　〒
電話番号　　FAX 番号

スタンプ可

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1．主たる業種
右より該当の業種を選び○を付してください。

1.素材生産　2.原木流通　3.製材　4.木材加工（チップ・集成材・合板・その他木質ボード）
5.木材流通（製材・木材加工品の流通）　6.木材製品（家具・文具等）　7.紙・紙製品
8.その他（　　）　9.木材全般（1から5の業種の複合）

2．創業年及び従業員数　　年　　人

3．取扱い木材・木製品目、年間取扱数量：**別添のとおり**

4．事業所の敷地、建物及び施設（工場・機械設備・土場・倉庫等）の配置状況：**別添のとおり**

5．分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針：**別添のとおり**
分別管理責任者名：　　GHG 関連情報管理等責任者名：

6．その他：

注）その他には、資格（ISO、JAS 等）を持っていれば記入してください

様式-GHG3　認定書

発電利用に供する木質バイオマス事業者認定書

令和　　年　　月　　日

殿

（一社）福岡県木材組合連合会
会　長

令和　　年　　月　　日付で申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定について、（一社）福岡県木材組合連合会の「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり認定します。

なお、今回の認定にはGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1　認定番号　福岡県木連GHG認　第　　号
2　名　　称
3　代表者職氏名
4　所　在　地
5　有効期間　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください

（流通・加工段階における証明書の場合）

令和　　年　　月　　日

発電用チップにかかる木質バイオマス証明

殿

団体認定番号　福木連 GHG 認第　　号
事業者名称
代表者職氏名　　㊞

下記の物件が、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく　①間伐材等由来の木質バイオマス　②一般木質バイオマス　に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

※①・②のうち、証明する項目のみを記載し、証明しない項目は削除すること

記

1．樹種
2．数量
3．GHG 関連情報
（1）原材料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

（2）加工区分
□　チップ加工
□　ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
□　ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（3）製品輸送区分
トラック最大積載量　□4t 車以上　□10t 車以上　□20t 車以上
輸送距離　□10 km以下　□20 km以下　□30 km以下　□40 km以下
□50 km以下　□100 km以下　□150 km以下　□200 km以下
□300 km以下

様式-GHG5　実績報告書

令和　　年　　月　　日

（一社）福岡県木材組合連合会
会 長　　殿

木材業者番号　福木連 GHG 第　　号
事 業 者 名 称
代表者職氏名　　㊞
所　在　地　〒
電 話 番 号　　FAX 番号
スタンプ可

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」第八の規定により、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1．	期間	令和　　年４月１日から 令和　　年３月３１日まで
2．	木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量　　㎥ チップ等出荷量　　㎥
3．	2．のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量　　㎥ チップ等出荷量　　㎥
	うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量　　㎥ チップ等出荷量　　㎥
4．	3．のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量　　㎥ チップ等出荷量　　㎥
	うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量　　㎥ チップ等出荷量　　㎥

発電利用に供する木質バイオマスの証明
事業者認定申請書（継続）

令和　　年　　月　　日

（一社）福岡県木材組合連合会
会 長　　殿

（申請者）　木材業者番号　福木連 GHG 認第　　号
事 業 者 名 称
代表者職氏名　　㊞
所　在　地　〒
電 話 番 号　　FAX 番号

スタンプ可

「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて、木質バイオマスの証明にかかる事業者の認定（継続）を申請します。

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

（当初の認定申請後に下記事項に変更がない場合は変更がない旨を、変更が生じている場合はその内容を記載してください。但し、過去３年間の実績については、必ず記載をお願いします。）

記

1．主たる業種
右より該当の業種を選び○を付してください。

1.素材生産　2.原木流通　3.製材　4.木材加工（チップ・集成材・合板・その他木質ボード）
5.木材流通（製材・木材加工品の流通）　6.木材製品（家具・文具等）　7.紙・紙製品
8.その他（　　）　9.木材全般（１から５の業種の複合）

2．創業年・従業員数：　　年　　人
3．取扱い木材・木製品目、年間取扱数量：
4．過去３年間の木材・木製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量：**別紙のとおり**
5．事業所の敷地、建物及び施設（工場・機械設備・土場・倉庫等）の配置状況：
6．分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針：　**別紙のとおり**
　分別管理・GHG 関連情報管理等責任者
7．その他：

注）その他には、資格（ISO、JAS 等）を持っていれば記入してください

【参考・GHG】

分別管理・GHG 関連情報管理 及び書類管理方針書（例）

○　○　事　業　者
年　月　日作成

本方針書は、（一社）福岡県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和７年４月１日（※またはそれ以降の版））」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電利用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって、必要となる分別管理の方針、また、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下「GHG関連情報の管理」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

■分別管理及びGHG関連情報管理等を適切に行うため、○○○○（氏名）を分別管理・GHG関連情報等管理責任者として定める。

■分別管理・GHG関連情報等管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの、適切な分別管理、GHG関連情報等の管理、及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

■原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材

由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否か、GHG関連情報があるか否かを確認する。

■GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分・輸送時のトラック最大積載量・輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報等を適切に管理する。

■原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の本質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

■チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。

■チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。GHG関連情報を整理し、納入ごとに書面または電子媒体により伝達する。

■製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が、互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

■分別管理・GHG関連情報等管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の本質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を、実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取りまとめる。

■合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

■証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

■入出荷及び在庫にかかるGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を５年間保管する。

以上